

被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き 郵送申請の流れ

※書類の郵送料は全額申請者負担となりますので、ご了承ください。

①申請者の方は、「被相続人居住用家屋等家屋等確認申請書」
(以下、申請書といいます)の申請前に、下記ご連絡先までお電話いただきますよう
お願いします。

あらかじめ、電話にて申請書と 添付書類の内容確認や、交付までの流れを
説明させていただきます。

(ご連絡先 TEL:077-551-0347 栗東市役所 住宅課住宅係)

②事前にお電話いただいた後、以下の書類等を当係まで郵送してください。
・申請書 ・添付書類・84円切手を貼った返信用封筒2枚・350円切手1枚
(送付先：〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33 栗東市役所 住宅課住宅係宛)

③担当者が申請書と添付書類の内容を確認し、審査及び交付手続きを進めます。
不備等がありましたら再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

④申請書類一式の確認後、申請者の方に納付書を郵送させていただきます。

⑤納付書が届きましたら、納付書の裏面に記載された指定の金融機関にて手数料を
納付いただき、領収書の原本を②の送付先まで郵送してください。

手数料は確認書一通につき350円です。

※領収書の原本を郵送いただく際は、簡易書留郵便などのサービスを利用されること
をおすすめします。

⑥領収書の原本を確認後、担当者から簡易書留郵便にて確認書の交付とともに、
領収書の原本返却いたします。

⑦確認書が届きましたら、①のご連絡先までお電話いただき、確認書を受領された
旨をお伝えください。

ご連絡を以て、手続きは完了となります。